

編集・発行  
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3  
 TEL. 03-3243-7331  
 FAX. 03-3246-1984  
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

# 調査と情報

## 新しい社会構想について

もうかれこれ四半世紀も昔のこととなってしまったが、東畑四郎さんが座長をされて新たな農業構造改善対策を提案する研究会がもたれたことがあった。そこで、構想の中心に据えられたものが三元主義的考え方、すなわち「農業に関して国民がひとしく求める課題、いわば「公益」と、農業者が個々の経営の立場からする利害、いわば「私益」との調和をめざしたいわば「共益」を「地域」の自律性に立脚して実現すべきである」というものであった。当時は、高度成長が終焉し、オイルショックへの内省もあつて、生産至上主義からの脱却による生活重視が提唱され始め、地域主義の思潮も高まりを見せてきた時であった。その機を捉えて研究会は、近代欧米諸国流の公と私の二元論的社會システムに対して、我が国農村は、公・共・私の三元論的枠組みで成り立つと理解し、地域の共セクターの役割に期待して、新事業を構想しようとしたのであった。

今日、この課題はひとり農村問題のみならず全社会にかかわるものとなっている。経済の構造的な低成長の中ですんでいる環境の悪化、高齢化の進行にどう対処するか等はまさにその象徴である。しかもその解決に当たってはもはやパイを増大させてそこに依存すればよいという時代ではなく、一定のパイを如何に分け合つて解決するかが問われる時代となったのである。この観点から目を世界に転ずると、往時とは変わって、公と私を直接的に対峙させるのではなく、その中間に共(協)セクターを置いて、両者の調

整を図ることが必要だとする考え方が、いまやグローバルに起こってきているように見える。イギリスの一九九〇年代に生まれたコミュニティ協同組合制度の思想(中川雄一郎『コミュニティ協同組合と福祉』)や、アメリカの地域社会の中から生まれたNGO、NPO組織の理念(ドラッカー『非営利組織の経営』)等は、その証左であろう。そして、その核心となる中間セクターのあり方は、いわゆる「共生」の思想にも通底しており、当然のことながら、競争原理から協働原理へという人間観の変革にも繋がっていく契機を内蔵している。わが国においても、たとえばボランティアの若者の支援で高齢者がインターネットという新しい技術を取得し社会的弱者にならないようにしていくという村の実践例に見られるようになってきた。

ように、各地に高齢者、女性それに各種ボランティアも加わった個性的な協同組織が生まれてくるようになってきた。社会の表層では、かつては私的なセクターであった生活の隅々にまでも国の関与が浸透しており、他方では生産消費過程はもろろん社会制度全般をも市場原理が覆い尽くすように見える。しかし、この趨勢に対しては、社会の内奥で進行し始めている三元論的方向を更に推し進め、ボランティア人間観に立脚し、多様な自発的結合によって地域社会を創出し、調整を図って「共益」を実現するということこそ今必要とされているのではないだろうか。

(理事長 浜口 義弘)

### 今月のテーマ：高齢化社会と福祉事業

新しい社会構想について..... 1  
 高齢化時代の到来を迎えて..... 2  
 農協の高齢者福祉の取り組み方向..... 3~4  
 高齢者と農業..... 5~6  
 動きだしたJAの介護保険事業..... 7~8

ぶっくレビュー 『日本の社会保障』..... 9  
 あぜみち..... 10  
 虹のかけ橋..... 11  
 統計の眼「アメリカの種子産業における生産の集中」..... 12  
 編集後記..... 12

調査・研究ノート

## 農協の高齢者福祉の取り組み方向

はじめに

高齢社会においては高齢期をどう生きるかが人々の大きな関心事となるが、加えて介護保険制度によって介護問題の関心と権利意識も強めてこよう。従って、高齢者の暮らしの質的向上は国民の普遍的課題となってくるのであり、農協もそのための取り組みを迫られているが、その内容は高齢期の多様性や価値観の多様性を反映したものでなければならぬだろう。そこで、高齢者福祉活動の今後の展開方向について検討してみる。

### 一、農協の高齢者福祉の取り組み

高齢者に関する農協の活動には「元氣な高齢者」を対象とする生活充実活動と、「要介護高齢者」への生活援助活動とがあり、これを含めて高齢者福祉活動と定義している。前者は一九七〇年に「生活基本構想」が策定されて以降、主としてその直後から組織化が進んだ「年金友の会」を中心に活動が展開されてきたが、後者は一九八五年の「生活活動基本方針」を契機として全国的に展開されることとなった。

生活援助活動のその後の取り組みは遅々

としていたものの、農協法の改正や介護保

険制度の導入が現実問題となってきたことを受けて、ここ数年急ピッチで進展してきた。そして、今年四月の介護保険スタート時点では、全国で三六二農協が事業者指定を受けた（訪問介護三三七、居宅介護支援一一七、福祉用具貸与八八、通所介護四四、訪問入浴一六）ほか、有償・無償のボランティア活動を実施する助け合い組織も五四二農協に七四七組織されている。

### 二、今、農協に求められていること

生活充実活動については、最近では生活文化活動の中に高齢者対象の活動を組み込む等の変化も若干見られるが、総じて「年金友の会」まかせというのが実態であり、スポーツ活動が中心のその活動も停滞傾向にある。一方、生活援助活動は大きく進展してきたとはいえ、助けあい組織を設置する農協はまだ三分の一程度にとどまるように、ある意味で取り組みが二極分化している。しかし、地域住民の普遍的課題になっている高齢者福祉への取り組みは必須の課題であり、具体的な対応が必要となっているが、今、農協に求められていることは何か。

一つは、高齢期になっても地域で安心して暮らし続けることができる環境づくり、つまり生活援助活動の充実であろう。具体的には介護保険をより良いものにするのと、介護保険には該当しない暮らしの分野への対応である。

まず前者に関してであるが、介護保険そのものの底上げ等、いわば制度改善の取り組みが必要であろう。もちろん現在の枠組みの中でも質的向上への取り組みは欠かせないが、介護保険制度がスタートしたものの、実施前から懸念されていた利用料の負担感や認定もれ等の問題が露呈され、このままでは生活を支えきれないことが明らかになっているからである。従って、介護保険事業への参入如何にかかわらず検討すべきであろう。

ちなみに介護事業に参入した農協の現状をみると、登録ヘルパー等のボランティア精神によって辛うじて介護の質や採算性が支えられている面もあるが、ヘルパー報酬の低さを考えると継続的なボランティア活動に従事できる人をどれだけ確保できるか不安が残る。そもそも農協が介護保険事業に参入するのは、介護コストを抑えるためではなく、地域生活性を有する福祉サービースに住民参加型で取り組むことで地域福祉をレベルアップするためであり、問題点を指摘しつつ改善の方向を探るべきであろう。介護保険を良くする上では、制度につい

ての啓蒙活動も欠かせない。それは社会的介護への関心を広げることとなるが、同制度を改善する上では、実際の利用を通してその問題点を実感的にえぐり出していくことが必要だからである。

加えて、介護保険には馴染まない分野への支援である。なぜなら介護保険制度の改善が進んだとしても、「保険制度」がカバーできるのは生活の一部にとどまるし、高齢者の精神的支えや、日常生活がやや不自由な程度の高齢者への支援等は難しいからである。それはミニデイサービスや声かけ運動等であるが、こうした支援は寝たきりや痴呆等の予防にも繋がるものであり、生活圏内でのボランティア的な活動が必要なのである。

そして、こうした多様な生活援助活動の推進とレベルアップに不可欠なのが福祉活動への住民参加であり、そのための組織づくりである。なぜなら、地域福祉の向上を自らの問題として認識し得る地域住民の参加は、利用者の生活に寄り添った質の高い、そして利用しやすいサービスを創造することができるからである。さらに、活動への参加は豊かな福祉観の形成につながり、地域福祉向上の力となる。それらは助け合い組織の活動やその活動を通じたメンバーの意識の変化が実証している。こうした利用しやすいサービスを日常生活圏の中に創造できるボランティア的活動と、専門職との

分担協力によつて、企業とは質的に異なるサービスを提供できるし、農協の福祉サービスの質的優位性を確保することもできよう。

その場合重要なことは、現在のボランティア組織の中心でもある女性に加えて、年金友の会の再編も視野に入れつつ元気な高齢者の活動参加と組織化を検討することである。多数派を占める元気高齢者の社会的貢献や労働へのニーズに対応した生活充実活動を拡充することが、生活援助活動と並ぶもう一つの重要な課題と言える。

### 三、今後の取り組みに必要なこと

活動に取り組む上での視点と方向性であるが、一つは、生活活動の重視である。なぜなら、高齢者福祉活動の今日的展開は生活活動の中で積みあげてきた地道な地域活動の結果であるからで、人材もノウハウもそこで培われたものが基礎となっている。

さらに、女性の重視・活用の重要性を指摘したい。現状では、ヘルパーの人材は女性に求めるが、事業全体を統括させたり、事業運営の責任を任せているところは少ない。しかし、高齢者福祉事業等を創意工夫に富むものにするには女性の視点や能力が欠かせず、それは多くの農協の事例が示すところである。

高齢者福祉事業と農協の各事業との連携も必要であろう。人々は自らの価値やライ

フスタイルに合致したサービスを求めるので、高齢者福祉事業を「生きがい」や「介護」問題だけに矮小化せず、農協の各事業の中に組み込んでいくことが必要だと思われる。

また、助けあい組織の活動や多様な住民組織の活動が進展してくると、その中から例えば都市部に生まれている福祉サービスを仕事とする、いわば「仕事起こし」をめざす自立的なグループ誕生の可能性もある。農村にもすでに直売所や農産加工等に取り組む「女性起業」の事例もあるので、こうした活動組織との連携・協同関係も検討すべきであろう。

そして以上のような活動を展開していく上で重要なのが農協の理念である。女性や地域住民の福祉活動への参加意欲は社会貢献の意志や奉仕性に支えられているので、農協自身がそれに相応しい倫理観を示さなければならぬからである。それは「暮らしやすい地域づくり」を協同活動によって実現していくということであろうが、こうした方向性は連帯性が後退した地域協同の契機ともなり得るのである。

(根岸久子)



調査・研究紹介

高齢者と農業

「農業の産業化」を超えて

一、労働の苦しみと喜び

労働とは本来的に苦痛であろうか、それとも喜びであろうか。答えは、当たり前のことだが、苦しい労働もあれば、楽しい労働もある、ということである。作家のドストエフスキーは自らの囚人体験をもとにした『死の家の記録』の中で、おぞましいほどの苦痛をもたらす刑罰について書いている。なかでも、地面に穴をほらせ、それをまた埋めることを繰り返させる刑罰ほど大きな苦痛をあたえる罰はないという。意味のない労働ほど苦しい労働はないのである。一方、価値の創造を行う芸術活動は、おそらく最も大きな喜びをもたらす労働の一つであるに違いない。ならば、農業労働は農業者にとって苦痛であろうか、それとも喜びであろうか。ここでは、すでに農業従事者の過半(五二%)を占めるようになった高齢(六五歳以上)農業者にとって農業は何か、また、その社会経済的意味について考えてみたい。

二、農業に対する高齢農業者の考え方

農水省が平成八年一二月に行った「高齢農業者に関するアンケート調査」(自営農業に一五〇日以上従事している六五歳以上の世帯主を対象)の結果から、高齢農業者の

農業観について見てみよう。

農業に従事する目的

高齢農業者が農業をする目的は、第一に「生計維持のため」(六九%)であり、「生きがい」(五〇%)、そして小遣い稼ぎ(一二%)と続く(複数回答)。所得獲得が農業の最大の目的だが、「生きがい」として、農業の非経済的な価値をきわめて高く評価していることに注目しなければならぬ。しかも、年齢別に見ると、農業を行うのは主に「生きがい」のためであると答えた人の割合は、高齢になるほど高くなる(六五 七〇歳で三二%、七〇 七五歳で三六%、七五歳以上では三八%)。

将来の意向

それでは、農業についての彼らの将来の意向はどうであろうか。後継ぎ予定者がいる高齢農業者の場合、「子供に継がせて自分も手伝いたい」が五五%とずば抜けて多い。一方、「子供に継がせて自分は引退したい」は一四%にすぎない。後継ぎがいても、相当の年齢になるまで農業を生きがいとして続けたいと大半の農業者が思っているのである。

同様に、後継ぎ予定者がいない高齢農業者の場合、「身体が続く限り農業を行いたい」が八三%と圧倒的に多く、「農業をやめたい」は一三%にすぎない。わずかな年金を除き、他に所得の源泉がないという経済的理由があることは間違いないだろうが、生きがいとして農業を高く位置づけていることも確かであろう。

三、農家の後継ぎ予定者の農業観

ところで、次世代の後継ぎ達は農業についてどのような考えを持っているのだろうか。やはり農水省の、農家の同居後継ぎ予定者を対象としたアンケート調査「農家のあとつぎ予定者の就業意向調査」(平成五年八月実施)があるので、それから農業に対する農家後継ぎの考え方をみてみよう。

「定年退職後には、家の農業を行いたい」という後継ぎが全体の三四%と最も多く、「農作業委託等により家の農業は続けていきたい」(二八%)、「農業の担い手が働けなくなったら勤務等をやめて家の農業を行いたい」(一〇%)をあわせると大半(七十二%)の後継ぎが何らかの形で農業を続けたいという意向を持っている。一方、「将来は農業をやめたい」という明確な意思を持つ後継ぎは一四%とわずかである。

他の事情(将来の農産物貿易の進展や価格動向、等)の影響もあるから実際どうなるかはともかく、農家後継ぎのかんりの割合が農業に対して強い愛着と自分が年を取った時に農業を引き継ぎたいという意思をもっているといえるだろう。

## 四、高齢農業者の経済的意味

しかし、現在の日本政府や学者の中には、高齢農業に対して否定的な考えが根強い。農業が産業として発展し、経済の国際化の中でも生き残っていくためには、意欲ある若い農業経営者達を中心となるような生産構造に日本農業が変わらなければならず、高齢農業者の存在はそのためにも邪魔だといっているのである。果たしてこれは正しいであろうか。

「生きがい」という非経済的な高い価値を農業におく高齢農業者の存在が、もっぱら経済的目的のために経営を行う若い農業者の経営発展の障害となる可能性はある。ただ、それは市場原理を乱し、資源の効率的な利用を妨げているといえるだろうか。

高齢者農業の存在は市場を歪めているから、高齢農業者の存在は市場を歪めているだろうか。この問いに対する答えは、明らかに「否」である。機械力の効率的な利用や高い技術、規模の経済性などを武器とする若い農業者に対し、高齢農業者はもっぱら低廉な労働力を武器に市場に臨む。

そして、実際高齢者農業が広く残存しているのは彼らが作る農産物の市場競争力が高いからであり、市場メカニズムは有効に機能しているといえよう。喩えていえば、学生アルバイトや主婦の低廉な労働力に依存するコンビニの方が、大手デパートよりも市場競争力が高いようなものである。

高齢者は資源を非効率に利用しているか

資源の効率的な利用という点ではどうであろうか。高齢農業者の存在は、労働力という人的資源については、効率的に利用している。現代の日本においては、周知のように最も貴重な資源は労働力である。農業は高齢者の労働力という貴重な資源を生産活動に活かしているといえよう。だが、農業機械など設備の有効活用という点では、確かに高齢農業者は効率的とはいえないかもしれない。とはいえ、農業における市場メカニズムが有効に機能している点、労働力の有効利用に寄与している点、サービス事業体などの発達によって高齢者農業の機械利用が今後効率化される可能性がある点などを考えれば、一概に高齢者農業が資源の非効率な配分を生んでいるとはいえないであろう。

## 五、「農業の産業化」を超えて

最初に見たように、農業が「生きがい」として高齢者にとって重要な非経済的価値を持つならば、もう一つ考えなければならぬのは、高齢者農業が持つ非経済的な、つまり社会的な意義である。

当然のことだが、人生の目的は生涯所得を最大化することではない。ヒンドウー教の考えによれば、人の理想的な一生は四つの段階(四住期)に分けることができるという。すなわち、訓練と教育の期間である学生期、社会で積極的に活動する家住期、俗世との縁を断って森に退く林住期、そして隠者となる遊行期である(セーン『ヒンド

ウー教』講談社現代新書)。人の一生の価値は、単にこの家住期においてどれだけ活発に活動したか、ましてどれだけの所得を獲得したか、だけでは計れない。社会活動の中心から退いた後、いかに老いを生きるかをも含めたトータルな一生のあり方によって人の一生の価値は評価されるといえるだろう。ならば、一国の社会の価値も同じではないか。一国の経済がいかに効率的に大量の財を生産するか、いかに大量の財を消費するかではなく、国民一人ひとりが死を迎えて自分の一生を価値(意味)あるものだったと思うことができる社会こそ、良い社会といえるに違いない。

そう考えると、農業を単に経済的側面からのみ評価することが間違いであることは明白であろう。少子高齢化がますます進むこれからの日本社会では、いかに意味(価値)ある老いを生きることができるといふ大きな課題に対し、農業が果たすべき役割はきわめて大きい。実際、農業の多面的機能の重要性を唱えた「食料・農業・農村基本法」は、「(高齢者が)生きがいをもち、農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図る」(第二十七条)と明記している。

社会をトータルに見る視点から、積極的に農業における高齢者の位置づけを行うことは、世界に例を見ない速さで高齢社会を迎えようとしている日本にとって重要な課題の一つといえるだろう。(須田敏彦)

現地ルポルタージュ

## 動きだしたJAの介護保険事業

はじめに

四月から施行された介護保険は、新たな社会福祉システムであり、しかもスタート間もないことから、各地でさまざまな問題が生じている。それは地域住民の生活に直結する問題であり、農協としても何らかの対応を迫られてこようが、介護保険事業者となった農協の実情を通して、それらの課題を探ってみた。

一、JA栗つこー常勤ヘルパーと登録ヘルパーによるホームヘルプ事業

JA栗つこは、宮城県北部の十か町村をエリアとする、正・准組合員一三千人余の農協である。管内には高齢化率三〇%を超える村もある県下有数の高齢化地帯であり、農協としては一九九七年に生活支援の取り組みを本格的に開始し、受託事業等を行政に働きかけた。こうした動きを促したのはヘルパー養成研修を終えた女性部員の中から助け合い組織設立に向けた自主的な行動が始まっていたからである。

当JAが現在取り組んでいる高齢者福祉事業と活動には、介護保険事業対応、助け合い組織が取り組む介護保険適用以外

の生活支援事業、元気な高齢者を対象とする女性部のボランティア活動とがあり、いずれも生活ぶくし課が管轄している。

介護保険事業への参入については採算性の面から取り組みを懸念する役員も少なくなかった。しかし、試算した事業量等から複数の事業により採算性は確保できると判断し、事業化することとした。

現在は「ケアサービス相談センター」(一九九九年九月に設立)を拠点に「居宅介護支援事業」、「訪問介護事業」、「訪問入浴介護事業」、「福祉用具貸与事業」を実施しており、これまでに二二二人のケアプランを作成したほか、四月実績はホームヘルプ事業が一九六六時間(一一人)となる等、全体の事業量は計画対比一〇四・八%となった。

しかし、利用者の増加に対応するために採用も増やしたため、現在のスタッフは三人のケアマネージャーを含め専門職九人、常勤ヘルパー二人になっている。ホームヘルプ事業については、このほかに助け合い組織の会員から募った登録ヘルパー五五人が常勤ヘルパーとローテーションを組んで、主として利用者が点在している地域や介護保険適用者の時間外サービスに対応し

ている。いわば、センター管理の常勤ヘルパーと集落配置の登録ヘルパーで効率化を図っていると言える。

助け合い組織「ひまわり会」は、介護保険適用外の高齢者を対象とするミニデイサービスやホームヘルプ事業を行政から受託したり、地域での有償ボランティア活動を実施している。これが「話を聞いてくれる」、「庭の草取りもやってくれる」等と好評で、農協ではこうしたきめ細かなサービスの提供が福祉サービスの利用を促し、介護保険事業の利用に連なると考えている。

管内には訪問介護事業についても二三の事業者がいて、農協ヘルパーの引き抜きや利用者獲得の動きもあるが、今のところのシェアは農協がトップで、利用者の増加も見込めることから採算性については心配していないという。とはいえ、採算性を可能にするには常勤ヘルパーの稼働率を上げることや、ボランティア精神に支えられている登録ヘルパーの継続性を確保する上での報酬(時給一〇〇円)アップ等が課題として残されている。

二、JAいわて花巻 高齢者福祉の複合化  
当農協の高齢者福祉の取り組みと考え方は、その体制によく表れている。それは「健康福祉部」という独立した部を設置し、そこに健康管理活動と元気高齢者事業を担当する「健康推進課」と、虚弱高齢者事業

と介護保険対応事業を担当する「福祉課」の二課を設けていることである。つまり、高齢者の健康管理から生きがい、介護事業に至るまでを高齢者福祉事業と捉え、しかも、それらを高齢者健康管理福祉センター「グリーンホーム落合」で一体的に取り組んでいることである。健康福祉部も本所ではなくここにあり、いわば高齢者福祉の複合化を体現している。

同センターは、九六年に元気な高齢者の生きがい支援を目的に設立したもので、各種講座の開催（生き生き講座）や保健婦による健康相談等を実施してきたが、現在は、デイサービスセンターとホームヘルプステーションを併設し、介護保険事業者として居宅介護支援、訪問介護、通所介護の三事業に取り組んでいる。

九九年度の実績をみると、一二講座一教室で一二三回の「生きがい講座」が開催されたほか、葉草風呂がお目当ての施設利用者も一万人を超えている（利用料一〇〇〇円）。また、介護保険事業では五人のケアプランを作成したほか、デイサービスの四月の利用登録者は前月より増え六二人となったが、この中には行政から受託した「生きがい活動支援通所事業」の利用者や自己負担での利用者もいる。しかし、ホームヘルプ事業は、社協が実施していることや蓄積がないこともあって利用者は一七名と少ない。家族介護を重視する風土の中では、福祉

サービスを利用することへのためらいがまだ強く残っているが、生きがい事業を通じた施設の利用体験がこうした意識を変えることにもなっているという。

とはいえ、同センターが採算性を確保するにはほど遠いが、当面は葬祭事業の収益を還元しながら、介護保険への理解が浸透する二―三年後の利用者増を想定して体制整備していくとのことである。

事業は、七四年に採用され健康管理活動の中心を担ってきた保健婦が部長となって統括し、実務は各部門とも専門職（社会福祉主事等）と常勤・非常勤のヘルパーが担当しているが、ヘルパーは、いずれも助け合い組織の会員から募ったものである。その意味で女性部活動の中で育んできた女性パワーが農協の幅広い高齢者福祉事業を支えていると言える。ちなみに、このほかにもデイサービスセンターを一か所設置している。

同農協がこうした広がりをもつ高齢者福祉事業活動を実践できたのは、昭和二〇年代から展開してきた健康管理活動を中心とする生活活動の蓄積にあると思われる。早い時期から地域協同組合を指向し、ゆりかごから墓場まで「の農協事業を実践するために保健婦も採用し、また、集落毎に健康福祉推進員を配置しながら、地域ぐるみの活動を実践してきた。

こうした地域住民の暮らしを中心に捉え

た農協経営をさらに発展させるべく、今年度からは既存のボランティア休暇制度（年五日、二万円助成）の中で、年一回は農協の福祉施設でボランティアをすること、五年計画で全職員にヘルパー三級の資格取得を義務づけることとした。

### 三．今後の課題

地域の協同組合を指向してきた農協にとって高齢者福祉への取り組みは必須の課題であり、積極的に介護保険事業に参入したと言える。それゆえに、短期的な採算性を追求することよりも、人的にも施設面でも体制を整備しつつ、利用者の増加をめざしているであろうが、農協経営を考えると採算性の向上が、今後の課題であろう。

そのためには、利用量の拡大が欠かせないが、それは利用しやすさ、例えば利用しやすい料金やサービス内容でなければならぬ。従って、保険料や利用料を含めた介護保険の改善ともに農協らしいサービスの創造が必要となるが、そのためには現在展開されている女性部を中心とするボランティア活動の活性化だけでなく、年金友の会会員の参加も視野に入れつつ多様な人々を包含する活動を検討すべきであろう。

さらには、各事業の中に高齢者福祉の視点を組み込んでいくことも必要であり、全職員がヘルパーをめざすJAIわて花巻の先駆的試みに注目したい。（根岸久子）

# がぶくしょ

本書の特徴及び理論的支柱は、第三章の「社会保障を考える視点」にまとめられている。これまで社会保障の分野においておこなわれてきた議論について評者は門外漢ではあるが、近年の経済理論の成果を取り入れている点で著者は意欲的である。

特に、社会保障を情報の経済学を援用しながら、社会保障を事例に「所得再分配」(公平性)と「リスクの分散」(効率性)に分けて論じている点が興味深い。著者の言葉を借りれば、「所得再分配という機能(公平性)のみならず、市場の失敗の是正という、効率性のための制度という側面を無視してはならないだろう」ということになる。

その際に重要になるのが、公平性の基準に関する議論である。これについては、ロールズの議論を足がかりに、理論的な検討をおこなっている。ロールズは無知のヴェール」を議論の前提にして、リスク概念を無限大にまで拡張することで、公平性を効率性のなかに取り込んでいる。したがって、「福祉国家とは無知のヴェールの下では、個人が自発的に結ぶ保険契約として捉えることができる」となり、前記の区分が無意味となる。

## 『日本の社会保障』

広井良典著(岩波書店)

これに対して、著者はロールズの結論もつとも不遇な人の最大の便益となるように資源配分の是正が行われるべきである」には同意するものの、論理構成には疑問を投げかけている。反論の核心部分は、ロールズが前提とした「利己的個人」に対するものである。つまり、ロールズの理論によれば、社会保障の制度はすべての自律的個人があくまでも自分の利益のために仕組んだリスク分散制度であり、無知のヴェールという情報ゼロの状態では、市場はすべてにおいて失敗することとなり、その時点で効

率性の原理と公平性の原理が極限において一致することとなる。しかしながら、著者によればこの議論は自らの利益に忠実な利己的個人を前提することで成立する議論で、個人を超える公的な価値(規範)は問われない。複数の欲求ないし価値の優先順位づけということが正面から論じられなければならないと主張している。その規範的根拠として共同体(コミュニティ)を取り上げ、ゲーム理論の成果を利用しながら共同体を实际的なものではなく、個人間の相互作用が恒常的ないし長期的に行われる場合に

生じる関係であり、そうした状況下では利己と利他の区別ないし境界そのものが連続化する、と規定している。やや深読みをすれば、コミュニティとは情報の非対称性から生じる機会主義的行動を押さえるために必要となる事前・事後の取引コストを削減するということ、やや後ろ向きな機能だけでなく、信頼や共感が生まれ、他人の立場で考えることのできる場をも提供するもので従来の共同体が解体した後にできる個人をベースにしたネットワークである。

最後に社会保障全体の改革の方向性を、

情報の非対称性の議論に基づいて

医療・福祉型という形で結んでいる。

この結論の妥当性はともかく、評者の

の感想を若干記しておきたい。本書

の議論は主に財源論であるが、そこ

にネットワーク論をやや中途半端

に導入したような印象がある。つまり、市場

による効率化を前提とする社会保障とネット

ワーキング論がややかみ合っていない。もう

とも、財源論が本書の中心課題であるので、社

会保障におけるネットワーク論については、

地方分権を含めた展開を今後に期待したい。

以上のように、本書の論理構成は刺激的

でかつ明解であり、また社会保障を包括的

に論じており極めて有意義である。是非一

読を薦めたい。

(一九九九年一月、二一四頁、六六〇円)

(大江 徹男)



統計の眼

アメリカの種子産業における生産の集中  
 現在、アメリカ農業は大きな構造変化の過程、つまり転換期にある。それは、生産の集中と垂直的統合の進展という形に集約される。カーギルによるコンチネンタルの穀物部門の買収に象徴されるように、大手農業関連企業が猛烈な勢いで水平的かつ垂直的に事業を再編している。このような巨大企業による寡占化が急速に進んでいる現状に対して、生産者は不安を抱いている。寡占化により生産者の販路は極端に限定され、いわば買い手有利な状況に置かれることにより、価格交渉等において、生産者の交渉力は弱体化することとなる。そのため、寡占化に反対する政治的な動きが活発である。たとえば、一九九九年三月には、農業者の二三名の上院議員が、クリントン大統領に農業及び食品産業に対する反トラスト法の適用強化を要請している。また、議会で法規制の強化を目的とした法案も検討されている。

このような変化を引き起こしている要因として幾つか考えられるが、契約生産の急速な進展とともに主な要因とみられているのが遺伝子組み換え技術である。近年、遺伝子組み換え技術が急速に発展しており、欧州を中心にアメリカ主導の組み換え作物の推進には反発が強い。たしかに、予想を上回る反発を受けて、アメリカにおける組み換え作物の比率は昨

年に比べてやや減少するとの見方もされている。それでも、昨年時点で大豆の除草剤耐性品種の作付面積は、全体の五七%に達している。とうもろこしにしても、組み換え品種が約四〇%弱を占めるといふ。このような組み換え作物の普及を強力に推し進めているのが大手種子開発企業で、大きく農薬系(デュポン、ダウ、モンサント)と製薬系(ノヴァルティス、アヴェンティス)に分類され、それぞれ既存の種子メーカーの買収を強力に推し進めている。この背景には、遺伝子組み換え技術による種子開発には、多額の投資と高度な技術の導入が必要不可欠で、単独の企業では対応しきれない、という事情がある。したがってこのような買収は今後も継続すると予想されるので、種子産業の再編は注目される。(大江)

種子産業における上位企業のシェア(%)

作物名	上位企業名	シェア
とうもろこし	デュポン、モンサント、ノヴァルティス、ダウ	69
大豆	モンサント、パイオニア、ノヴァルティス、ダウ	47
小麦	モンサント、パイオニア、ノヴァルティス、ダウ	36
綿	モンサント、パイオニア、ノヴァルティス、ダウ	87

(資料) アメリカ農務省